

## 株式会社JCBトラベルご旅行条件書

### 【海外募集型企画旅行】

#### 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

#### 2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、当社が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、募集型企画旅行の募集広告、パンフレット類（以下「募集広告パンフレット」といいます）、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および、当社の旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

#### 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

当社は原則としてお電話にて旅行契約のお申し込みを承ります。この場合、お支払い方法はJCBクレジットカード、現金・JCBデビットカード・JCBプリペイドカード等の方法がございます。また、当社はお客様が当社営業所にご来店の上で、お申し込み金を添えて旅行契約をお申し込みいただいた場合、これを承ります。

- (1)JCBクレジットカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合
- ①当社は、お電話等にてJCBクレジットカードをお持ちのご本人様から旅行契約のお申し込みを承ります。この際、お客様は、JCBクレジットカードに関する情報のJCBクレジットカードの会員番号、有効期限およびお申し込み・ご参加される全員の氏名、年齢、住所ならびにご参加ご希望コース名、出発日等のお申し込みに関する必要事項（以下「必要事項」といいます）を当社にお申し出いただけます。
  - ②旅行契約は、当社がお電話等で予約の承諾を通知した時点で成立いたします。この際、お申し込み金は不要です。ご旅行代金は、第6項(1)の方法でお支払いいただきます。
- (2)本項(1)以外（現金・JCBデビットカード・JCBプリペイドカード等）の方法で旅行契約のお申し込みをされる場合
- ①いずれのお支払い方法の場合も、お申し込み金をお支払いいただきます。お申し込み金は、旅行代金の20％〜旅行代金金額までとなります。
  - ②お電話等による旅行契約のお申し込みをされる場合、本項(1)①または(2)④・⑥の、JCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードに関する情報以外の必要事項をお申し出いただけます。この時点では旅行契約は成立しておらず、予約の承諾のむねを通知した日の翌日から起算して5日以内にお申し込み金をお支払いいただき、当社がお申し込み金を受領したときに成立いたします。この期間内にお申し込み金の支払いがなされない場合は、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。なお、ご旅行代金は、第6項(2)の方法でお支払いいただきます。
  - ③当社営業所にご来店の上でお申し込みをされる場合、旅行契約は当社が予約の承諾を申し込み金を受領したときに成立いたします。なお、ご旅行代金は、第6項(2)の方法でお支払いいただきます。
  - ④JCBデビットカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合、当社はお電話等にてJCBデビットカードをお持ちのご本人様から旅行契約のお申し込みを承ります。この際、お客様はJCBプリペイドカードに関する情報のJCBデビットカードの会員番号、有効期限およびお申し込み・ご参加される全員の氏名、年齢、住所ならびにご参加ご希望コース名、出発日等のお申し込みに関する必要事項を当社にお申し出いただけます。
  - ⑤前④の場合、旅行契約は当社がお電話等で予約の承諾を通知した時点で成立いたします。お申し込み金は予約の承諾のむねを通知した日の翌日から起算して2営業日以内に、口座振替の方法でお支払いいただき、口座振替日がお申し込み金に関するJCBデビットカーのご利用日となります。なお、ご旅行代金は、第6項(2)の方法でお支払いいただきます。
  - ⑥JCBプリペイドカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合、当社はお電話等にてJCBプリペイドカードをお持ちのご本人様から旅行契約のお申し込みを承ります。この際、お客様はJCBプリペイドカードに関する情報のJCBプリペイドカードの会員番号、有効期限およびお申し込み・ご参加される全員の氏名、年齢、住所ならびにご参加ご希望コース名、出発日等のお申し込みに関する必要事項を当社にお申し出いただけます。
  - ⑦前⑥の場合、旅行契約は当社がお電話等で予約の承諾を通知した時点で成立いたします。お申し込み金は予約の承諾のむねを通知した日の翌日から起算して2営業日以内に、チャージ残高の減算の方法でお支払いいただき、チャージ残高の減算日がお申し込み金に関するJCBプリペイドカードのご利用日となります。なお、ご旅行代金は、第6項(2)の方法でお支払いいただきます。
- (3)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者（本項(1)①または(2)④・⑥の場合はJCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードをお持ちのご本人様）から、旅行申し込みがあった場合、当該契約責任者に契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (4)契約責任者は、当社が定める日まで、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7)取消料対象期間外にお申し込みをされた場合、当時点において、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結がただちにできないときは、当社はそのむねを説明して以下の取り扱いをします。

- ①お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、お申し込みを承ります。
  - ②手配の完了等で当社が旅行契約の承諾が可能となる時点（以下「契約締結可能時点」といいます）が、取消料対象期間内に入ることが予想されるときは、当該期間に入る日より前にお客様にそのむねを通知します。
  - ③前②の通知時点のお客様が旅行契約の締結を引き続き希望されるときは、お客様の旅行契約に対する待機可能期限（以下「契約待機可能期限」といいます）を確認し、手配の完了に向けて努力します。
  - (8)取消料対象期間内にお申し込みをされた場合、当時点において、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結がただちにできないときは、当社はそのむねを説明して次の取り扱いをします。
    - ①お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、お申し込みを承り、かつ契約待機可能期限を確認した後に、手配の完了に向けて努力をします。
  - (9)本項(7)(8)の場合、手配の完了は保証されたものではありません。
  - (10)本項(7)(8)の場合で、本項(2)のお申し込み方法の場合、当社はお預かり金として、お申し込み金と同一の金額を申し受けます。
  - (11)本項(7)(8)の場合で、同(7)③・(8)①の契約待機可能期限内に契約締結可能時点が到来した場合で、この時点までにお客様から当該申し込みの撤回の連絡がなく、かつ当社が契約締結が可能となったむねをお客様に連絡したときは、この時点で成立します。
- (12)当社は、申込手続完了の場合、旅行契約成立前（後）における申込撤回（契約解除）等の連絡に係る営業日・営業時間・連絡先等を案内します。

#### 4. お申し込み条件

- (1)お申し込み時点で未成年の方は、当社が別途定め一定条件に該当する場合を除き保護者の同意書の提出が必要です。75才以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行、または特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、性別、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が、当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (6)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、そのむねを旅行申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をおすすめするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

- (7)当社は、本項(1)(2)(6)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (8)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとして一切の費用はお客様の負担になります。
- (9)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (10)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11)第3項(1)または(2)④・⑥の場合で、お客様のJCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードがご利用いただけないとき、またはお客様がJCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードにより決済すべき「お支払い対象旅行代金」等に係る債務の額が、JCBクレジットカードまたはJCBデビットカードのご利用限度額またはJCBプリペイドカードのご利用限度額およびチャージ残高を超えるときには、ご参加をお断りする場合があります。
- (12)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

#### 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)第3項(1)または(2)④・⑥の場合、当社が同項(1)②または(2)⑤・⑦の旅行契約成立の承諾後すみやかに、JCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードをお持ちのご本人様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約内容確認書を郵送・宅配の方法でお送りします。契約書面は募集広告パンフレット・本旅行条件書・契約内容確認書等により構成されます。
- (2)第3項(2)②または(2)③の場合で、当社が同項(2)②または(2)③の旅行契約成立後すみやかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約内容確認書をお渡します。契約書面は募集広告パンフレット・本旅行条件書・契約内容確認書等により構成されます。
- (3)本項(1)(2)の契約書面を補完する書面として、当社のお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の2週間前〜7日前にはお渡ししよう努力しますが、年末年始やゴールデンワーク等の特定時期出発コースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも、旅行開始日の前日までにお渡しします）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送・宅配を含みます。

#### 6. 旅行代金のお支払い

- (1)第3項(1)の場合ご旅行代金は、ご旅行の出発日が、JCBクレジットカードのご利用日となり、口座振替の方法でお支払いいただきます。この際、JCBクレジットカードの提示、所定の売上票へのサインなくして、ご利用いただけます。
- (2)第3項(2)の場合、ご旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に口座振込等の方法でお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の当社が指定する期日までに口座振込等の方法でお支払いいただきます。なお、JCBデビットカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合は、口座振替の方法でお支払いいただき、口座振替日が旅行代金に関するJCBデビットカードのご利用日となります。この際、JCBデビットカードの提示、所定の売上票へのサインなくして、ご利用いただけます。また、JCBプリペイドカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合は、チャージ残高の減算の方法でお支払いいただき、チャージ残高の減算日が旅行代金に関するJCBプリペイドカードのご利用日となります。この際、JCBプリペイドカードの提示、所定の売上票へのサインなくして、ご利用いただけます。

#### 7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に記載のない場合、満12歳以上の方は大人代金、満2歳以上12歳未満の方は子供代金、満2歳未満の方は幼児代金となります。ただし子供代金は、子供代金の設定がある場合に限り適用します。幼児代金は航空座席および客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。子供代金、幼児代金のいずれも年齢は旅行開始日当日を基準といたします。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日とご利用人数をご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第3項(2)の「お申し込み金」、第3項(10)の「お預かり金」、第15項(1)の「取消料」、第15項(2)の「違約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告パンフレットにおける「旅行代金」の計算方式は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

#### 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります】を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します）
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所 / 旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます）
- (3)旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料等）
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金および税・サービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6)航空機による手荷物の運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください）
- (7)現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります）
ただし、一部の空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8)添乗員同行コースの同行費用
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

#### 9. 旅行代金に含まれないもの

- 第8項(1)から(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に列示いたします。
- 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
  - 日本国内および現地の空港施設使用料・諸税等（ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます）。
  - 運送機関が課す付加運賃・料金（例:燃油サーチャージ）。
  - クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税金・サービス料。
  - ご希望者のみ参加されるオプションレ・ツアー（別途料金の小旅行）の代金。
  - お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（見学者・食事代・写真代・交通費等）。
  - 旅行日程中の「フリータイム」、「自由行動」、「各自で」、「お客様負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用。
  - 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）。
  - 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費。

#### 10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます。）
- ①お1人部屋を使用される場合の追加代金
  - ②募集広告パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金

- ③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等への差額代金
- ④募集広告パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- ⑤募集広告パンフレット等で当社が「ビジネス・ファーストクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
- ⑥国内線特別代金プラン（国際線との乗り継ぎを目的に設定された国内線の代金）
- ⑦その他募集広告パンフレット等「××××追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするむね募集広告パンフレット等に記載した場合の追加代金等）

(2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。）

- ①募集広告パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
- ②その他募集広告パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの

#### 11. 渡航手続、旅券・査証について

- (1)ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、お客様の依頼により所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2)渡航先の国または地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。募集広告パンフレットまたは別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

#### 12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため止むを得ないときは、お客様にあらかじめすみやかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において止むを得ないときは変更後にご説明いたします。

#### 13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なるむねを募集広告パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

#### 14. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を、第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（すでに航空券を発行している場合、別途再発券に係る費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。
- (2)本項(1)において、JCBクレジットカードを利用して手数料をお支払いいただく場合は、ご旅行の出発日をJCBクレジットカードのご利用日として口座振替の方法でお支払いいただきます。
- (3)本項(1)において、JCBクレジットカード以外の方法で手数料をお支払いいただく場合は、当社が承諾した日以降の当社が指定する期日までに口座振込等の方法でお支払いいただきます。なお、JCBデビットカードを利用して手数料をお支払いいただく場合は、当社が承諾した日から起算して2営業日までに口座振替の方法でお支払いいただき、口座振替日が手数料に関するJCBデビットカードのご利用日となります。また、JCBプリペイドカードを利用して手数料をお支払いいただく場合は、当社が承諾した日から起算して2営業日までにチャージ残高の減算の方法でお支払いいただき、チャージ残高の減算日が手数料に関するJCBプリペイドカードのご利用日となります。

#### 15. 取消料

- (1)旅行契約が変更され、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には募集広告パンフレットに記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)第3項(2)において、旅行代金が期日までに支払われなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとみなし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

#### 16. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
- ①お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。この場合、第3項(1)のJCBクレジットカードをご利用した旅行契約のお客様の取消料は、旅行の出発日がJCBクレジットカードのご利用日となり、口座振替の方法でお支払いいただきます。第3項(2)のJCBクレジットカード以外の方法を利用した旅行契約のお客様の取消料は、取消日以降の当社が指定する期日までに口座振込等の方法でお支払いいただきます。なお、JCBデビットカードを利用した旅行契約のお客様の取消料は、取消日から起算して2営業日までに口座振替の方法でお支払いいただき、口座振替日が取消料に関するJCBデビットカードのご利用日となります。また、JCBプリペイドカードを利用した旅行契約のお客様の取消料は、取消日から起算して2営業日までにチャージ残高の減算の方法でお支払いいただき、チャージ残高の減算日が取消料に関するJCBプリペイドカードのご利用日となります。

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	<p>7.40日目にあたる日以降 31日目にあたる日までの解除</p>	<p>ピーク時に旅行を開始する場合：旅行代金の10％ ピーク時以外に旅行を開始する場合：無料</p>
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	<p>7.30日目にあたる日以降 3日目にあたる日までの解除</p>	<p>旅行代金の 20％</p>
ウ.旅行開始日の前々日および前日の解除		<p>旅行代金の 30％</p>
エ.旅行開始日当日の解除		<p>旅行代金の 50％</p>
オ.旅行開始後の解除または無連絡不参加		<p>旅行代金の100％</p>

●ピーク時：12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。
※特定交通機関を利用する場合の取消料は、別途募集広告パンフレットに明示した取消料が適用となります。

